

# 喜多方市議会新型コロナウイルス感染症対応申し合わせ事項

令和2年4月16日  
各派代表者会

令和2年5月11日一部改正

市の新型コロナウイルス感染拡大防止対策への対応とともに、安定的な議会運営を確保し、よって市民の生命と健康を守るため、本市議会における対応について、下記のとおり申し合わせするものとする。

## 1 感染防止対策

- (1) 首都圏など感染が見られる地域への訪問は、当分の間自粛するものとする。  
やむを得ない場合には、感染防止対策を充分に行ったうえで取り扱うものとする。なお、毎日の行動履歴を各自で記録しておくものとする。
- (2) 本庁舎4階に設置してあるアルコール消毒液を使用するほか、手洗い（手指の消毒）や咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底するとともに、「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避けるものとする。
- (3) 議員自らが感染を拡大する原因とならないよう、発熱や風邪の症状が見られる場合は、本会議や委員会など会議への出席を自粛するものとする。  
なお、下記に該当する場合は、必ず議会事務局に申し出るものとする。
  - ①強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱など強い症状のいずれかがある。
  - ②高血圧や糖尿病、心臓病などの基礎疾患がある場合は、発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状がある。
  - ③上記①及び②以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状が4日以上続いている。
  - ④味覚、嗅覚に異常がある。
  - ⑤上記のほか、新型コロナウイルス感染症特有の症状がある。
  - ⑥家族に上記①～⑤うち、いずれかの症状がある人がいる。
- (4) 健康確認シートへの記入  
議員が当庁する場合は、必ず検温を行い、議会事務局に備え付けの健康確認シートに必要事項を記入するものとする。
- (5) マスクの着用  
現状の新型コロナウイルスの感染経路は飛沫感染、接触感染と考えられているため、マスクの着用を必要と感じる者が躊躇なくマスクを着用できるよう、発言者を含めて会議出席中の着用を妨げないものとする。

## (6) 傍聴者の対応

傍聴者に対しては、チラシ等の掲示により手洗い・咳エチケットの啓発を行うとともに、アルコール消毒液の積極的な使用を呼びかけるものとする。

また、感染の状況により、ホームページやSNSにおいて、予め傍聴を遠慮いただく旨を呼びかけ、議会インターネット中継について周知するものとする。

## (7) 会議室の換気



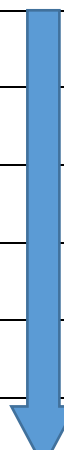
本庁舎は24時間換気システムにより常に屋内外の空気の入れ替えが行われているが、本会議や委員会の休憩時には、できる限り窓や扉を開けて換気を行うものとする。

## (8) 議場の対応

接触感染防止のため、当面の間、議場の議席の間隔を離して対応するものとする。

## 2 感染が発生した場合の対応

感染が発生した場合は、下記のとおり対応するものとする。

対 応 \ 発生的事象	近隣市町村	市 内	議員・事務局職員・ 執行機関職員 及びその家族
感染防止対策の徹底			
会議等での扉開放			
排煙窓等で常時換気			
傍聴の見合わせ			
会議の短縮・日程変更・中止等			
登庁の自粛			

## 3 執行機関との情報収集・問合せ

(1) 議員から執行機関への意見・要望、問合せ等については、発生状況等を鑑みながら、執行機関の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の迅速な対応に配慮するものとする。

また、特定の患者に関する問合せ等は行わないものとする。

(2) 執行機関からの報告・通知等は、議長の判断のもと、タブレット端末で伝達するものとする。

## 4 その他

当面、この申し合わせ事項により対応するものとし、急施を要する事項または軽微な変更等については、議長の判断のもとで対応するものとする。